

# 審査基準

平成27年4月1日作成

法令名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根拠条項：第59条第10項
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者：徳島県公安委員会
法令の定め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条（運搬証明書の再交付）
審査基準：
標準処理期間：2日
申請先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、徳島県警察本部生活安全企画課）
問い合わせ先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）
備考：